

施設・設備等の維持管理計画

(1) 建物保守管理業務

- ①法人が作成している「建物点検の手引き」を活用し、定期的に点検を行い危険個所の早期発見早期対応に努めると共に、小まめな手入れを心がけることで常に最良の状態を利用いただけるように管理を行います。また、必要に応じて法人の専門職員（1級建築士）の助言を受けながら、軽微な補修・修繕については、指定管理者の判断において速やかに実施します。それ以外については、箕面市に報告し、その指示を受けます。
- ②敷地内の植栽は、地域の景観にも影響することから、地域住民の意見を取り入れながら維持管理を行います。
- ③計画的に建物をエリア別に分けて大掃除を行うなど日々の清掃や整理整頓を励行します。

(2) 備品等管理業務

- ①箕面市所有の備品及び消耗品については長期間使用することを念頭に丁寧に取り扱います。
- ②指定管理者が購入した備品及び消耗品が市所有のものと区別できるよう備品台帳を作成し適正に管理します。

福祉・保健にかかる相談及び情報提供の実施について

介護保険サービスと障がい福祉サービスが、同一の建物の中で共存する光明の郷ケアセンターの役割は、時代のニーズにあったものといえよう。コロナ禍においては、地域コミュニティーの構築が困難であったが、本年度こそは感染症の状況を踏まえながらではあるが「光明の郷いきいき健康教室」再開や「紙漉体験」の開催を目指し、福祉の困りごと等を地域の方々、当事者はもちろんの事ご家族と一緒に考えていけるよう努めます。新聞の発行や SNS での発信にてセンター内での活動情報やお役立ち情報を発信します。

施設管理者のための 建築物点検の手引き



社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

目次

第1章	建物の維持管理の必要性	2
第2章	施設の点検方法	4
	1. 建築物の点検	
	2. 建築設備の点検	
第3章	法定点検について	11
	表1. 適用法令一覧	
	表2. 法定点検表	
	表3. 任意点検表	
第4章	用語の説明	12
	建築編	
	電気設備編	
	機械設備編	
	表4. 設備機器の耐用年数	23

第1章 建物の維持管理の必要性

建物の保全とは

近年、既存のストック（社会資本）の有効活用が強く求められており、施設の保全についても関心が高まっています。

しかし、現状の保全と言えば、クレーム処理のイメージが強く、事後の修繕になりがちです。その結果、修繕に時間や経費がかかるなどの弊害が生じることになります。

保全の目的は、清掃や点検などの**日常の維持管理***と、改修などの**適切な修繕***により施設を健全に運営していくことなのです。

点検の必要性

当然ながら、適切な保全には人手とお金がかかります。それでは比較的金がかからず、今すぐにでもできる保全業務としては何があるのでしょうか。ここでは、保全の手段の一つとして「点検」に注目します。

点検を実施するには、お金はかかりませんが、人手と時間は必要です。そのため、日常の業務に追われて、つい後回しになりがちで、結局、事後の修繕ということになってしまう傾向があります。

まず、施設を管理される上で、建築物や設備機器の**正常なときの状態を把握し、設計図書等を大切に保管しておく必要があります。**

さらに、実施可能な周期を定めて点検を実施することにより、建物等の劣化状態を事前に把握することが可能となります。

つまり、**お金や時間がかかる事後の修繕を実施するのではなく、定期点検などにより異常の兆候をできる限り早く見つけ、すぐに適切な処置をすることが大切です。**そうすることで故障などによる業務への大きな支障をきたすことなく、災害の発生等を未然に防ぎ、さらに、修繕に必要な出費を最小限に食い止めることができます。

点検とは

点検とは、「建築物や設備等の機能及び劣化の状態を調べること」をいい、**予防的な保全を実施するために維持管理上欠かせない業務の一つ**です。

建物部位には、専門技術者による点検を行う必要がある部分もありますが、一般の人にも目視によって機能の状態を判断できる部分もあります。また、一定期間ごとに行う定期点検と、機器の始動前後などに行う日常点検があります。

そこで、**施設管理者のみなさんのちょっとした気配りで異常箇所が目視により発見できる簡単な点検内容を手引き**として作成しましたので、日常点検と併せて、毎年1回この手引きを活用して定期点検を行っていただきたいと考えています。

ここに示した内容は、あくまでも最低限度実施していただきたい点検内容であり、これだけでは十分ではありませんが、各施設において、管理者のみなさんが点検を行っていただくことは、予防的な保全を進める上で非常に重要であります。

第2章において①建築物の点検、②建築設備の点検についての注意事項や点検方法等を説明しています。

なお、手引の中での専門的な用語については、別途、第4章において説明をしております。(基本用語や文章中で「*」印の付いた用語)

<まとめ>

適正な維持管理によって、主に以下のことが可能になります。

- 外壁落下などによる人命にかかわる事故が防げます。
- 修繕費の軽減につながります。
- 業務への大きな支障を防ぐことができます。

維持管理を効率的に実施するために、以下のことに気をつけて下さい。

- 一定周期を定めて点検を実施すること。
- 正常なときの状況を把握しておくこと。
- 工事完了後に引き継がれる設計図等を大切に保管しておくこと。

第2章 施設の点検方法

点検内容を別紙「施設点検チェックシート」として添付しましたので、この様式により毎年、年度はじめに実施して下さい。点検結果は事務局経営企画室に報告していただくようお願いいたします。

1. 建築物の点検

すべての部位にわたって実施することが理想ですが、この手引きの中では、特に建築物全体の耐用性に多大な影響を有する「外壁*」と「屋根（屋上防水*）」について重点的に説明しています。

外壁及び屋上防水の劣化は建物の寿命に大きく影響を与えることはもちろんのこと、雨漏りなどの被害を受ける大きな要因であり、日常業務への支障をもたらすことにもなります。

【点検方法について】

○原則として目視、指触によって実施して下さい。

○隠ぺい部分、危険な部分等の点検不可能な部分は点検を省略して下さい

○点検によりゴミ詰まり等を発見した場合、清掃ができる箇所は清掃を実施して下さい。

○劣化部を発見し、落下、転倒等のおそれのあるものについては、直ちに立入禁止等の応急措置を講じてください。

【点検部分について】

○外部：建物の外壁、建具（サッシ）、屋根（屋上）について実施して下さい。

○内部：各階段、各階廊下及び各部屋ごとに実施して下さい。

①外壁の点検

外壁は、屋根などとともに雨や風を防ぐという働きのほかに、建物の外観としての役割があります。

外壁は設備機器などと違って、頻繁に点検や保守を行う必要はありませんが、年月を経過するうちに「仕上げ材*（タイルや塗装材など）」が浮きやひび割れを生じることがあります

これらは、落下して人や物を傷つける危険があるほか、雨漏りや構造体へも影響を与える恐れがあります。

また、外壁には、雨漏りなどを生じやすい目地部分（打ち継ぎ目地*等）や建具周りに、「シーリング材*」を詰めて漏水を防止してあります。

このシーリング材も劣化するので適当な時期に取り替える必要があります。

※「図1」で外壁仕上げ及びシーリングにかかる劣化パターン（ひびわれ、浮き、はがれ、はく落等）を図示しています。

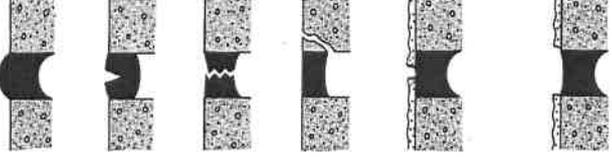
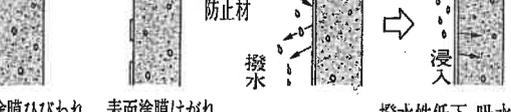
種別	基本構成	劣化パターンの種別
外壁シーリング	 <p>シーリング材 外壁コンクリート</p>	 <p>変形 割れ 破断 被着材の破断 仕上げ材のわれ (仕上げ材がある場合) 仕上げ材のはがれ (仕上げ材がある場合)</p>
仕上げ外壁 コンクリート 打放し		 <p>毛状ひびわれ ひびわれ 浮き はく落 漏水 さび汚れ</p>
	 <p>表層塗膜</p>	 <p>表面塗膜ひびわれ 表面塗膜はがれ 浸透性吸水防止材 撥水 浸水 撥水性低下、吸水性増大</p>

図1 外壁仕上げ及びシーリングにかかる劣化パターンの例示(1)

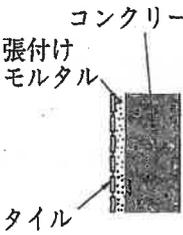
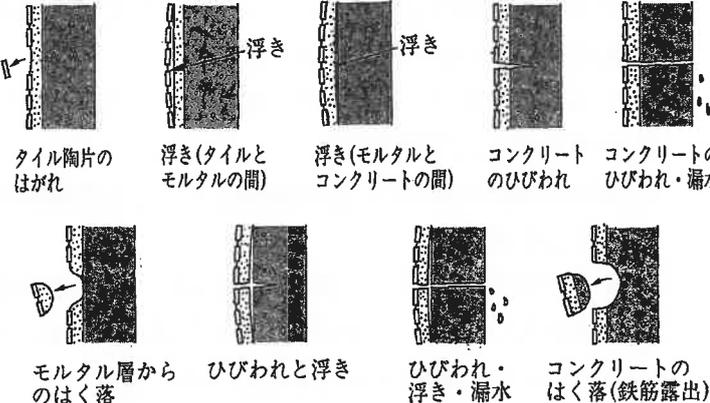
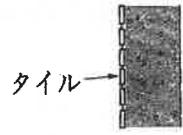
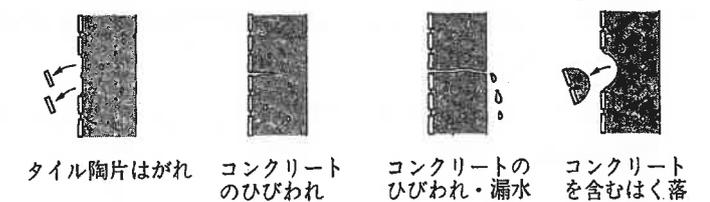
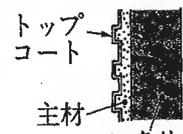
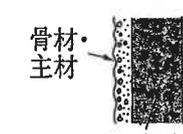
種別	基本構成	劣化パターンの種別
タイル張り仕上げ外壁	 <p>コンクリート 張付けモルタル タイル</p> <p>手張り工法</p>	 <p>タイル陶片のはがれ 浮き(タイルとモルタルの間) 浮き(モルタルとコンクリートの間) コンクリートのひびわれ コンクリートのひびわれ・漏水 モルタル層からはく落 ひびわれと浮き ひびわれ・浮き・漏水 コンクリートのはく落(鉄筋露出)</p>
	 <p>タイル</p> <p>先付け工法</p>	 <p>タイル陶片はがれ コンクリートのひびわれ コンクリートのひびわれ・漏水 コンクリートを含むはく落</p>
塗り仕上げ外壁	 <p>トップコート 主材 コンクリート</p>	 <p>トップコート割れ トップコートはがれ 主材ひびわれ 主材はがれ</p>
	 <p>トップコート 主材 コンクリート</p>	 <p>トップコート割れ トップコートはがれ 主材ひびわれ 主材はがれ</p>
	 <p>骨材・主材 コンクリート</p>	 <p>骨材露出 骨材はく落・摩耗 主材ひびわれ 主材はがれ</p>
	 <p>トップコート 主材 コンクリート</p>	 <p>トップコートひびわれ・ふくれ 主材はがれ</p>

図1 外壁仕上げ及びシーリングにかかる劣化パターンの例示(2)

②屋根（屋上防水）の点検

雨水を直接受ける屋根は、コンクリートだけでは水の侵入を防ぐことができないので、「防水層*」が設けられています。

防水層にも寿命があるので、建物の一生を通じて何度かは部分的に、あるいは全面的に修繕することが必要です。

屋根は外壁と異なり、防水層のちょっとした損傷が漏水を引き起こすので定期的な点検が特に必要です。

屋根の保全でもう一つ重要なことは、「排水口（ルーフドレン*）」の清掃です。定期的に掃除をしないと、屋根にたまったゴミや木葉、飛来した土砂などによってルーフドレンが詰まり、漏水を起こすことがあります。

なお、高所であることから点検に危険を伴う場合は、点検を省略して下さい。

また、「手すり、フェンス」等が設置されている場合は固定状況や腐食の有無を点検してください。

※「図5」で屋上防水にかかる劣化パターン（ひびわれ、ふくれ、やぶれ等）を図示しています。

<屋根の構造>

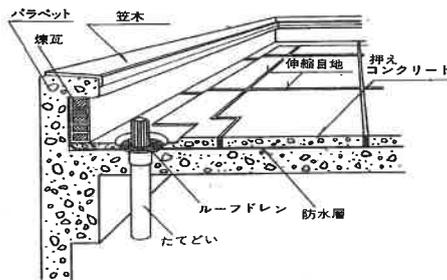


図2 屋根の構造（断面）

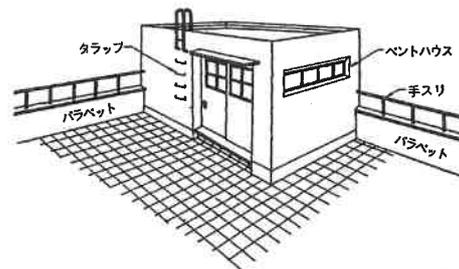


図3 ペントハウスのある屋根

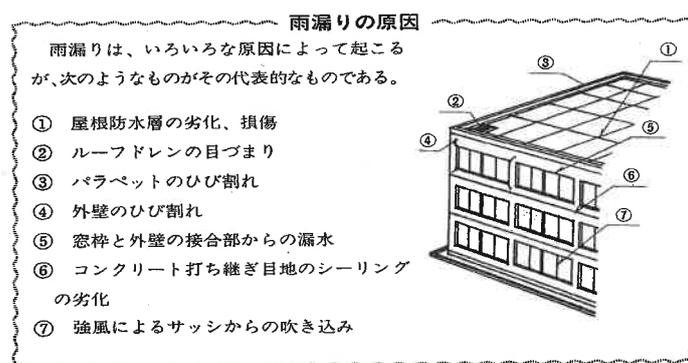


図4 雨漏りの原因

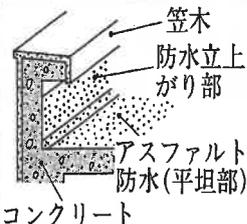
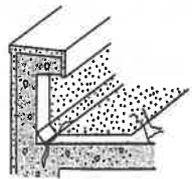
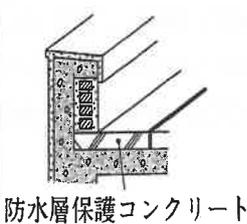
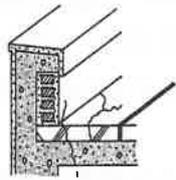
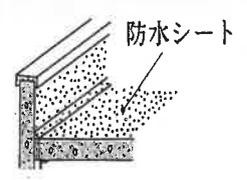
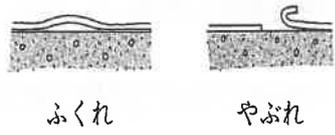
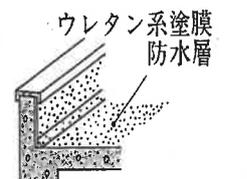
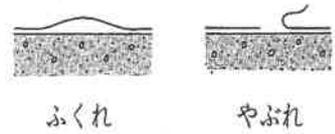
種別	基本構成	劣化パターンの種別
屋根	防水 露出 アスファルト 	
	アスファルト防水 保護層のある 	
防水	シート防水 合成高分子系 	
	塗膜防水 	

図5 屋上防水にかかる劣化パターンの例示

2. 建築設備の点検

設備の点検については、専門家でないとは事故等危険を伴う場合があるので、この手引きの中では、専門知識を必要としない点検を対象としています。

設備機能が低下すると、執務環境の低下はもちろんのこと、事故の要因になる場合もあり、日常業務へ支障をもたらすことにもなります。

【点検方法について】

- 全て目視によって実施して下さい。
- 隠ぺい部分、危険な部分等の点検不可能な部分は点検を省略して下さい
- 点検によりゴミ詰まり等を発見した場合、清掃ができる箇所は実施して下さい。
- 劣化部を発見し、事故等のおそれのあるものについては、直ちに立入禁止等の応急措置を講じてください。
- 必要に応じて法定点検等の報告書を参考にして下さい。
- 専門知識を必要とする点検については、第3章の表1「適用法令一覧」を参考にして、必要な法定点検を適正に実施して下さい。

【点検部分について】

- 電気設備・機械設備の目視で点検できる部分全般。

＜一般的な施設に設置される設備の例＞

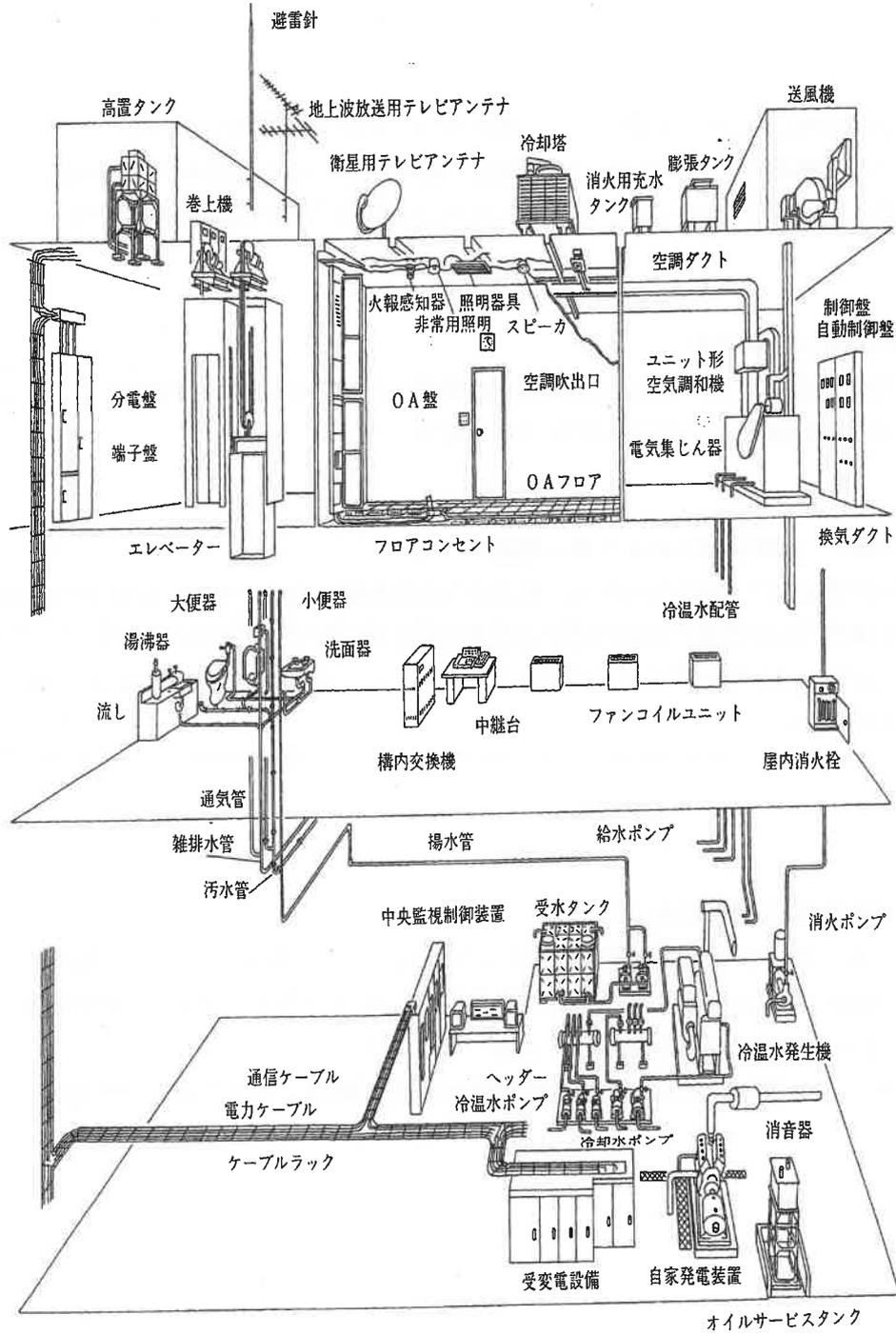


図6 事務施設に設置される設備の例

第3章 法定点検について

「法定点検」とは、法律によって義務付けられた点検等をいいます。

特に、設備機器については、その性能、規模等から対象となるものを規定している場合が多く、施設において法定点検の対象となるかどうかの判断が必要です。

1. 建築物の法定点検

民間等の建築物で、特定用途及び一定規模以上のもの（特殊建築物）は、一定周期での調査及び関係官庁への報告義務があります。

＜参考＞ 建築基準法第12条（概要）

「特殊建築物は、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項並びに建築物の用途に関する事項で特定行政庁が定めるものについて、定期にその状況を一級建築士等の資格を有する者が調査し、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。」

2. 設備機器の法定点検

広範囲に渡り多くの**法律で規定**されています。これは施設についても適用されており、設備機器を維持管理する上で最低遵守すべき点検ですから、表1、「適用法令一覧」表2、「法定点検表」（別紙）を参考に実施してください。

なお、それぞれの点検は**専門知識を有する人が実施**しなければなりません。

第4章 用語の説明

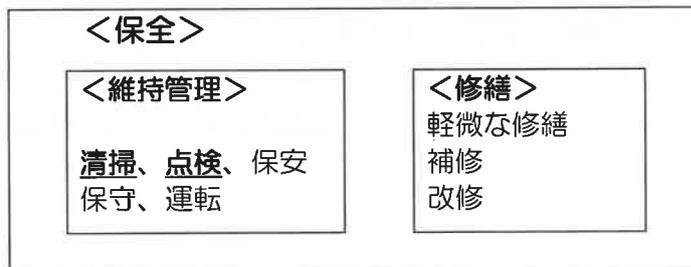
建築編

保 全

「建物の保全」とは、以下の二つの業務に大別できます。

- ① 清掃、点検、保安、保守及び運転などの「維持管理」業務
- ② 補修、改修等の「修繕」業務

これらを適正に実施していくことを建物の保全といいます。



維持管理

- ① 清掃：施設の清潔さを保つばかりではなく、各種材料の劣化原因を取り除き、腐食等の進行を遅らせる重要な役割があります。
- ② 点検：各部の機能や劣化・損耗の状態をあらかじめ調査することで、不良箇所の早期発見のために行います。

修 繕

区分	軽微な修繕	補 修	改 修
目的	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を 実用上支障のない状態まで回復させる。	部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を 実用上支障のない状態まで回復させる。	劣化した建物等の性能・機能を 原状（初期の水準）を超える状態まで改善する。
定義	少額な工事で、専門技術者でなくても、簡単に指示及び確認ができるもの。	○部分的に当初の機能や環境を維持するために必要となった工事や緊急な対応が必要となった工事。	○全体的に機能や環境を初期の水準以上に改善する工事。 ○施設の用途変更、法令改正、周辺環境の変化等に伴い必要となった工事。

耐用年数

建築物または建物部位、設備機器が使用に耐えなくなるまでの年数。

「物理的（劣化）、社会的（陳腐化）、経済的、法的（減価償却資産）」等の様々な要因により耐用年数は定義付けされる。

※<表2>「設備機器の耐用年数」（p22）を参照。

構造体（躯体）

建築物の基礎や柱、大小の梁のほか、壁や床など、建物の骨組みを形成する部分をいいます。

鉄筋コンクリート造の場合、壁や柱にひび割れが生じていたり、錆汁が出て汚れているのが発見されたら、早めに対処しておく必要があります。ひび割れが進んで柱や梁、壁などの内部に雨水が入り込み、コンクリートの中の鉄筋がさびて建物の寿命が短くなります。

モルタル

コンクリートと異なり砂利が入っていないセメントと砂だけのもの。きめが細かく、コンクリート面の仕上げに主に用いられる。しかし、ひび割れや浮きが発生しやすい欠点がある。

外壁仕上げ

壁の材料であるコンクリートやALCパネル等の劣化を緩和するために外壁表面に施す材料です。

<主な仕上げ方法（p.5～6 図4参照）>

① 塗り仕上げ（主に吹付け仕上げ）

- ・ コンクリート等の表面に直接又はモルタルでなめらかにした上に塗料（リシン、吹付けタイル等）等の仕上げを施したもの。
- ・ はく落の危機があるので、ひび割れや浮きに注意する。

② タイル張り

- ・ タイルのひび割れや浮きを生じる場合がある。
- ・ タイルが浮き上がると落下しやすくなるので、目地などのシーリング材の劣化やひび割れに注意する。

② コンクリート打ち放し

- ・ モルタルを塗らずに、コンクリート面の膚のままのものをいい、コンクリート素材の膚の美しさを強調したものです。
- ・ ひび割れが生じても落下する心配は少ないが、雨漏りやコンクリートの劣化につながりやすい。

打ち継ぎ／打ち継ぎ目地

打ち継ぎとは、先に打ったコンクリートが固まった後、さらにその上にコンクリートを打ち固めていくことで、一般に建物は各階毎にコンクリートを打ち継いでいく。そのため、コンクリート躯体断面に「打ち継ぎ面」が生じる。

打ち継ぎ面は、雨漏りなどを生じやすいので「打ち継ぎ目地」を設け、さらにシーリングを施して漏水を防止している。

また、コンクリートやモルタルなどの収縮を吸収して、ひび割れの拡大を防ぐ。

シーリング材

一般的には、建築物の目地部分（ジョイント：建築部材や部品などを隣接して接合する箇所）、ひび割れなどによって生じる隙間などに充填し、これらの部位から雨水等が侵入するのを防止する水密性、気密性を発揮する材料の総称です。

以下のようなところに使用されます。

- ・ 外壁の打継目地
- ・ プレキャストコンクリート板（PC）や金属パネルのジョイント部分
- ・ 屋上の伸縮目地
- ・ サッシまわり、ガラスのはめ込み部 など

防水層

雨水を直接受ける屋根は、コンクリートだけでは水の侵入を防ぐことができないので、屋根面に防水層を設けることで防水の強化を図ります。

防水層の主なものは以下のものがあります。（p.5 図4参照）

① アスファルト防水（押えあり、押えなし）

溶かしたアスファルトでシート状のアスファルトを重ね張りするもの。一般的には防水層の保護（保護防水）を行うが、屋上に人が上がることがない場合は、保護を行わないこと（露出防水）もある。

② シート防水

合成樹脂系のシートを下地のコンクリートに直接、接着材で張り付けるもの。シートが薄いので損傷を受けやすい。

③ 塗膜防水

防水材料（ウレタンゴム系など）を下地に数回に分けて塗り付けて、防水皮膜をつくるもの。下地のコンクリートに亀裂が入ると、防水皮膜に支障をきたすことがある。

保護防水（押え層のあるアスファルト防水）

アスファルト防水層の上にコンクリート、コンクリートブロック、砂利などを設けて、防水層を保護する工法。

屋根ふき

屋根面を各種仕上げ材（瓦、スレート、金属板など）を用いて葺き（ふき）、仕上げていくこと。

ルーフドレン

「屋上の排水口」のこと。屋上やバルコニーに設置され、雨水はこのルーフドレンを通り「とい」から下に流れ落ちます。雨水とともに、ゴミや落ち葉などが流れ込んで詰まりやすいため、常に清掃を忘れないよう心がける必要があります。

パラペット

屋根などの外周に、外壁に沿って立ち上がった壁のこと。防水層の端部として、その納まりが重要な役割を果たす。

笠木（かさぎ）

パラペットや塀などの頂部の保護等のために設ける仕上げ材のこと。意匠的にも工夫され、木、金属、タイル、モルタルなど様々な材料が使用される。

伸縮目地

熱や外力によるコンクリートやブロック、モルタル等の伸び縮みを吸収させ、隣接のものの破壊やひび割れの発生などの悪い影響を少なくするために設けられる目地。外壁や屋上の防水層を押えているコンクリートの目地などに設けられている。

ペントハウス（塔屋）

高層の建物などで、エレベーター用の機械室や階段室として屋上から部分的に突出している建物。

タラップ

非常時や点検時に昇降するために、壁に取付けられる鉄製のはしご状のもの。

擁壁（ようへき）

敷地に段差部があるときに、土砂の崩壊を防ぐために設ける壁。

法面（のりめん）

敷地の段差をゆるやかな勾配にしている斜面のこと。芝等の植物、石材等で崩壊を防

いでいることが多い。

電気設備編

受変電設備

電気を高圧で受電する受電設備(遮断器・開閉器等)と通常使用する低圧(200v・100v)に変換する変圧器・配電盤等の設備を1箇所にまとめたもの。

保全業務は、契約電力が1,000W未満の設備の場合には、電気主任技術者との関連から一般的に電気保安協会などに委託される場合が多くなっています。

ケーブル

小径の導線をより合わせた電気導線。

ケーブルラック

電力・通信用のケーブルを支持・固定するための鋼製のはしご形をした支持金物。

分電盤

電灯やコンセントなどに電気を分配するために各階に設置されています。建物の規模が大きくなると、配線室(EPS)が設けられて、そこに設置されることもあります。

端子盤

電話配線の変更や増設を容易にするため、通常端子盤が各階に設けられています。

自動制御盤

各設備機器をその目的に適合するようにかつ効率的に運転・制御するとともに、遠方操作や運転状態の監視を行う設備。

制御盤

空調機の三方弁やダンパを自動制御するための電気リレー及び、調節器類が収納される。冷暖房を行っている時は、必ず電源が入っていることを確認する。夏冬の切換スイッチがある場合は、冷暖房の試運転時に切換を確認する。中央監視盤がある場合には、信号のやりとりをするための端末装置もこの中に収納される。

フロアコンセント

電気や電話の取出し口(コンセント)を床に直接設置したもので、通常は使用するとき蓋を開き、使用しないときは床に収納されるものが一般的である。コンセントまでの配電には、OAフロア方式と配管・ダクト方式がある。

○A フロア

建築構造の床の上に 50 から 100mm 程度の空間を設けた配線専用フロアのこと。

火報感知器

自動火災報知設備が設置されている建物の天井には、火災時の温度変化や煙の発生を検出するための感知器が設置されています。また、保安を担当する部署が入る部屋には、受信機が設置されています。

非常用照明

火災などの災害時に停電が起きたとき、避難路を照らして安全に避難できるようにするための照明器具。非常電源の取り方によって電池内蔵型と電源別置型があります。専用のものと通常の照明器具に組み込まれたもの、また兼用になっているものなどがあります。適正な性能を有するものには、性能評定マーク（BCJ マーク）が付されており、この評定品を使用することが推奨されています。

自家発電装置

停電のときに、必要最小限の電力を供給するためのもの。構成している主要な機器は、発電機とエンジンが一体になった自家発電装置と、その制御装置、冷却水タンク、燃料タンク、煙道などです。

エレベーター

駆動方式がロープ式のもの、油圧式のものがあります。一般的にはロープ式が多く採用されていますが、停止階床数が少ない場合は油圧式が採用される場合もあります。

巻上機

ロープ式エレベーターの駆動システムは、摩擦駆動形式ですが、つな車とつな車を駆動させる動力源である電動機の総称のことを巻上機といいます。

避雷針

中高層建築物や危険物貯蔵所などを雷撃から保護するために、屋上等に設置し、雷の電気を地中に流すもの。建築基準法施行令で高さ 20m を越える建築物及び、危険物の規制に関する政令・火薬取締法施行規則で危険物貯蔵場所などに避雷設備の設置が義務づけられています。

地上波放送用テレビアンテナ

普通 UHF 用と VHF 用が 1 本のポールに取付けられている。風などによって取付け

が緩むと、方向が変わって、テレビの映りが悪くなることもある。

機械設備編

受水タンク・高置タンク

飲料用等の水をためるもの。水を衛生的に保つために、タンクの点検や清掃、水質検査を定期的に行う必要があります。

給水ポンプ

受水タンクから高置タンクへ水を送るためのポンプ。高置タンク内には電極棒が設置されており、高置タンク内の水が減少するとポンプが運転されて受水タンクの水を高置タンクへ送り、高置タンクに水がたまるとポンプは止まります。ポンプは通常2台設置されており、交互に運転されるようになっています。

揚水管

水道水を高置タンクや各階の給水箇所へ供給する管。

雑排水管

洗面器や流し台などからの排水を流す管。

汚水管

便器からの汚水を流す管。

通気管

排水の流れを円滑にしたり、トラップの封水を保護したりする目的で、排水管路やタンクなどに設けられる外気を取り入れるための管。

冷温水発生機

1 台で冷房と暖房を行うことができる。燃料としては都市ガス又は油（重油、灯油）が使用されます。機内の圧力が大気圧以下なのでボイラーのように取扱いにあたっての資格は必要ありません。

冷却塔

冷凍機、冷温水発生機で冷房を行う場合に必要な冷却水を外気によって冷やす。蒸気による濃縮、塵埃の混入で水質の劣化を招くので注意する。

冷却水ポンプ・冷温水ポンプ

冷水又は温水、冷却水を循環させるためのポンプ。

ユニット型空気調和機

空気を加熱・加湿したり、冷却・除湿したりして送る機械です。加湿は加湿器によって行われます。空気を冷却、加熱するための冷温水コイル、送風機、加湿ノズル、ドレンパンなどで構成される。本体及びドレンパンは一般的に鋼板製であるため、腐食を生じやすいので、定期的に機内の清掃や塗装の補修を行う。

送風機

空調設備、換気設備で送風のために使用する機械。

電気集じん器

高電圧の電極板で煙もろ過できる高性能をもっている。定期的に電極板を取外して中性洗剤などで洗浄しないと、じん埃で放電を起こし、パチパチと異常音を発生する。自動巻取りフィルターを内蔵しているので、巻取り速度の調節と、プレフィルターの交換が必要です。点検の場合は、高電圧で危険なので必ず電源を切る。

膨張タンク

冷水や温水は、冷暖房の運転時と停止時では温度が変化するので、体積が増減します。そこで緩衝のためとシステムに水を補給するために膨張タンクが設けられます。

ファンコイルユニット

放熱用のフィン付コイルの中に冷・温水を送り、送風機で風を通して冷暖房を行う小型空調機。

冷温水管

冷凍機、ボイラー、冷温水発生機で、冷やされたり暖められた冷水や温水が循環する管。

ヘッダー

蒸気、温水などを系統別に分配する多数の取出口のついた円筒形の容器。

空調吹出口

天井や壁の上部に設置されています。ここから吹出された空気は部屋を一巡して、ドアの下部などに設けられたガラリを通して廊下に出て行きます。この空気の流れに障害があると、空調に支障をきたすことがあります。

ダクト

空気調和や換気の際して空気を送る目的に使用する管路のこと。「風道」ともいう。亜鉛鉄板製又は鋼板製でできており、断面は長方形又は丸型です。

中央監視制御装置

機器等の運転、監視、制御を一括して行う装置。建物の規模や管理形態によって装置の機能は異なりますが、代表的な機能としては以下のようなものがあります。

- 1) 設備の発／停、ダンパー・バルブの開／閉等の操作を個別又は一括して行う機能
- 2) 設備の運転及び稼動状態を監視及び制御する機能
- 3) 設備の警報の発生／復帰を監視し、表示するとともに、警報発生をブザー等で発報する機能
- 4) 温度、湿度、電流、電圧、エネルギー使用量を測定し表示する機能
- 5) 警報の発生／復帰、設備の運転状態を印字する機能

小規模な建物の場合は、事務所や宿直室等の建物を管理する室に設置されています。この場合の機能は故障警報を主としたものとなります。ある程度の規模以上の建物となると中央監視室が設けられ、その部屋の中に設置されます。

屋内消火栓やスプリンクラー

建物内に火災が発生し、消防隊が到着するまでの間、建物内の人々が消火活動を行うために消火器があります。特別養護老人ホームではスプリンクラー設備や屋内消火栓設備が設置されます。

消火ポンプ

消火水槽などから消防用水をスプリンクラーや屋内消火栓におくるためのポンプ。

消火用充水タンク

消火配管に水を充満させることによって、スプリンクラー作動や消火栓を開けたときの空気の噴流による衝撃を少なくし、また、ポンプがすぐに起動しなかった場合でも、多少の放水を可能にするものです。

オイルサービスタンク

ボイラーや冷温水発生機の燃料として油（重油、灯油など）が使用される場合は、オ

イルタンク等が設けられます。一般的には屋外に地中埋設のオイルタンク、そして、機械室にオイルサービスタンクが設けられます。地下オイルタンクからポンプでオイルサービスタンクへ燃料が送られ、ボイラーや冷温水発生機へは、オイルサービスタンクから燃料が供給されます。

保安点検表
耐用年数表

令和6年度 箕面市地域活動支援センター 事業計画書

施設の名称	箕面市立光明の郷ケアセンター 地域活動支援センター		事業種別(該当種別に○) 型・Ⅱ型・ Ⅲ型
所在地	〒562 - 0024 大阪府箕面市粟生新家三丁目12-5 TEL(072)-(729)-(5089)		
電子メール	komyo-jiritsu@hcn. zaq. ne. jp		
運営主体	名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	
	所在地	〒 562 - 0012 大阪府箕面市白島三丁目 5 番 50 号	

職員配置の状況	人員加配事業の実施 (Ⅱ型・Ⅲ型のみ)		有・無			
	職種	氏名	常勤・非常勤 の別	当該運営主体に おける専従・兼務 の別	専門職員資格名 (Ⅰ型のみ)	勤務延時間数/週
管理者 (指導員)	河島 正博		常・非	専・兼		12 時間
指導員	A		常・非	専・兼		40 時間
指導員	B		常・非	専・兼		38 時間
指導員			常・非	専・兼		16 時間
運転手	D		常・非	専・兼		13時間
			常・非	専・兼		時間
			常・非	専・兼		時間
常勤換算による常勤職員数			3.0人			

※ I型は専門職員の配置が必須です。

事業内容	開所日数 (予定)	年間 243 日	開所曜日	月曜日 ~ 金曜日
	開所時間		午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 30 分	
	車両送迎事業の実施 (Ⅱ型・Ⅲ型のみ)		有・無	
	送迎対象者	7名		

事業内容	(活動内容)	
	※ 日課(一日の流れ)・年間行事等を具体的に記入してください	
	8:45	送迎
	9:00	到着後 バイタルチェック
	10:00	朝礼
	10:30	午前のレク・創作活動・散歩
	12:00	昼食・個人活動
	13:15	午後の活動 各種ゲーム・歌・製作活動・外出活動
	15:00	ティータイム
		お帰り前の活動(卓上ゲーム・創作活動など)
	15:30	送り便 1便 発車
	16:30	送り便 2便 発車
	17:30	送迎終了
	(年間行事)	
	1月	初もうで 初がま
	2月	節分行事 ひな祭り創作
	3月	ひな祭り
	4月	お花見ドライブ 紙芝居創作 母の日創作
	5月	母の日創作 父の日創作 外出行事 (電車に乗ろう)
	6月	父の日創作 七夕創作 外出行事
7月	七夕 スポーツセンター(感染症の状況見て)	
8月	盆踊り スポーツセンター(感染症の状況見て)	
9月	敬老に向けた創作 外出行事	
10月	光明の郷ケアセンターまつり 作品展示会 クリスマス会に向けた活動 外出行事	
11月	紅葉見物 クリスマス会に向けた活動	
12月	クリスマス演芸会発表 忘年茶話会 大掃除	

利用者の状況	登録者数	17 名
	延べ利用者見込み数	1050 名 (令和5年4月～令和6年3月)

令和6年度白島荘小規模多機能型居宅介護事業所「ひねもす」事業計画書

施設の名称	白島荘小規模多機能型居宅介護「ひねもす」	
所在地	〒562-0024 大阪府箕面市粟生新家三丁目12番5号 2階 TEL(072)-(729)-(6055)	
電子メール	iyashi-hinemosu@hcn.zaq.ne.jp	
運営主体	名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
	所在地	〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号

職 種	管理者氏名 (その他職員はアルファベット)	人員加配事業の実施				勤務延時間数/週
		常勤・非常勤 の別	当該運営主体にお ける専従・兼務 の別	有 ・ 無	専門職員資格名	
管理者 介護職	三浦 陣平	常・非	専・兼		介護福祉士	40 時間
計画作成者 介護職	崎野 美由紀	常・非	専・兼		介護支援専門員	40 時間
介護職	A	常・非	専・兼		介護福祉士 社会福祉士	40 時間
介護職	B	常・非	専・兼		介護福祉士	40 時間
介護職	C	常・非	専・兼			32 時間
介護職	D	常・非	専・兼		介護福祉士	20 時間
介護職	E	常・非	専・兼			32 時間
介護職	F	常・非	専・兼		介護福祉士	32 時間
介護職	G	常・非	専・兼			16 時間
介護職	H	常・非	専・兼			24 時間
介護職	I	常・非	専・兼		介護福祉士	8 時間
介護職	J	常・非	専・兼			18 時間
介護職	K	常・非	専・兼			8 時間
介護職	L	常・非	専・兼		介護福祉士	8 時間
介護職	M	常・非	専・兼			14 時間
介護職員	N	常・非	専・兼		介護福祉士	36 時間

職員配置の状況

介護福祉士	O	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>	介護福祉士	36 時間
看護職員	P	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>	看護師免許	1.5 時間
看護職員	Q	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>	看護師免許	2.6 時間
看護職員	R	常・ <input type="radio"/>	専・ <input checked="" type="radio"/>	准看護師免許	0.75 時間
常勤換算による 常勤職員数	11.2人				

事業 内容	開所日数 (予定)	年間 365 日	開所曜日	日曜日 ~ 月曜日	
	開所時間		24時間		
	車両送迎事業の実施		<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		
			送迎対象者	20 名	

事業 内容	① 住み慣れた地域でその人らしく暮らすことを実現する「訪問サービスの強化により安全の向上を図ります」 住み慣れた家での生活を大切にさせていただくため、訪問の強化、訪問サービスを強化することで内服漏れを防いだり、認知症の周辺症状や徘徊対応がスムーズにできます。
	② 地域で暮らし続ける喜びを実感していただく、馴染みの関係を大切にします。 日常生活の支援はもちろんのこと、馴染みの美容室やスーパーなど利用者のそれまでのお付き合いを大切にされた支援を実施します
	③ 無料ひねもす体験 DAY (訪問、通所、泊り)の実施(小規模多機能型サービスを知っていただくため、各関係機関や地域住民に向けての PR、広報誌、パンフレットの作成配布)

利用者の 状況	登録者数	20 名 (令和6年3月31日現在)
	延べ利用者見込み数	4,501 名 (通所) 5,304 名 (訪問) 1,211 名 (泊り)

令和6年度箕面市立光明の郷ケアセンター(通所) 事業計画書

施設の名 称	箕面市立光明の郷ケアセンター(老人通所)	
所 在 地	〒562-0024 大阪府箕面市粟生新家三丁目12番5号1階	
電子メール	kou_sato-rds@hcn. zaq. ne. jp	
運 営 主 体	名 称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
	所在地	〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号

職 種	氏 名	人員加配事業の実施		有 ・ 無	
		常勤・非常勤 の別	当該運営主体に おける専従・兼務 の別	専門職員資格名	勤務延時間数/週
管理者 相談員	清水 陽至	有 ・ 非	専 ・ 兼	介護福祉士	40 時間
相談員 介護職	A	有 ・ 非	専 ・ 兼	介護福祉士	40 時間
相談員 介護職	B	有 ・ 非	専 ・ 兼	介護福祉士	40 時間
相談員 介護職	C	常 ・ 非	専 ・ 兼	介護福祉士	32 時間
相談員 介護職	D	常 ・ 非	専 ・ 兼	介護福祉士	32 時間
介護職	E	常 ・ 非	専 ・ 兼		32 時間
介護職	F	常 ・ 非	専 ・ 兼		30 時間
介護職	G	常 ・ 非	専 ・ 兼		24 時間
介護職	H	常 ・ 非	専 ・ 兼		17.5 時間
介護職	I	常 ・ 非	専 ・ 兼		16 時間
介護職	J	常 ・ 非	専 ・ 兼		34 時間
介護職	K	常 ・ 非	専 ・ 兼		16 時間
看護師	L	常 ・ 非	専 ・ 兼	看護師	16 時間
看護師	M	常 ・ 非	専 ・ 兼	看護師	24 時間

職員配置の状況

看護職	N	常・ <input type="checkbox"/>	専・ <input checked="" type="checkbox"/>	准看護師	8 時間
機能訓練指導員	O	<input checked="" type="checkbox"/> ・非	<input checked="" type="checkbox"/> ・兼	柔道整復師	40 時間
機能訓練指導員	P	常・ <input type="checkbox"/>	専・ <input checked="" type="checkbox"/>	柔道整復師	6 時間
機能訓練指導員	Q	常・ <input type="checkbox"/>	専・ <input checked="" type="checkbox"/>	柔道整復師	10 時間
機能訓練指導員	R	<input checked="" type="checkbox"/> ・非	<input checked="" type="checkbox"/> ・兼	あん摩マッサージ 指圧師	40 時間
送迎職員	S	常・ <input type="checkbox"/>	専・ <input checked="" type="checkbox"/>		13.5 時間
送迎職員	T	常・ <input type="checkbox"/>	専・ <input checked="" type="checkbox"/>		14.25 時間
送迎職員	U	常・ <input type="checkbox"/>	専・ <input checked="" type="checkbox"/>		13.5 時間
送迎職員	V	常・ <input type="checkbox"/>	専・ <input checked="" type="checkbox"/>		9 時間
事務員	W	常・ <input type="checkbox"/>	専・ <input checked="" type="checkbox"/>		20 時間
常勤換算による常勤職員数		12.43 人(送迎職員・事務員除く)			

事業内容	開所日数 (予定)	年間 322 日	開所曜日	月曜日 ~ 土曜日
	開所時間	午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 30 分		
	車両送迎事業の実施	有・無		
		送迎対象者	60名	

事業内容	<p>①「支え合う暮らしの実現」</p> <p>食事・入浴・排泄などのお手伝いだけでなく、社会参加を行えるよう居場所作りに努めていきます。また、在宅での生活が続けていけるよう、個々の状況に応じた、機能訓練計画を作成し、ADLの維持向上に努めていきます。可能な方には事業所内だけでなく定期的に事業所外での歩行訓練を実施し、ご利用者お一人お一人の日常生活に沿った機能訓練の実施を目指しています。</p> <p>ご家族様が仕事で不在であったり、高齢者の方のみで暮らされている方が、デイサービスから帰宅された後、安心して生活が出来るよう、夕食弁当の提供を行い、栄養バランスが摂れるよう支援していきます。</p> <p>②「介護予防と健康長寿の積極的な推進」</p> <p>ADLの維持、向上に向けた機能訓練サービスの充実を目指します。ICT機器の導入を目指し、科学的に根拠のある機能訓練を行っていきます。また、機能訓練結果について見える化を行い、より質の高いサービス提供に繋げていきます。</p> <p>③「共生型サービスの実施」</p> <p>光明の郷ケアセンターの特性を生かし、高齢者、障がい利用者が変わりなく支援を受けられる事業所としてのサービスを提供していきます。</p>
------	--

利用者の状況	登録者数	61名（令和6年3月31日現在）
	延べ利用者見込み数	7,294名

別紙5

令和6年4月4日
 法人名 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
 施設名
 拠点区分 白島荘老人通所介護拠点区分

白島荘老人通所介護拠点区分 資金収支予算内訳書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：円) 1頁

勘定科目	白島荘老人通所介護拠点区分						
	老人通所介護	小規模多機能	障がい通所介護	障がい通所介護光明の部	生活介護	相談支援	障がい児相談支援
事業収入	133,925,000	63,697,000					
介護保険事業収入	70,228,000						
居宅介護料収入	63,882,000						
(介護報酬収入)	56,851,000						
介護報酬収入	56,851,000						
(利用者負担金収入)	7,031,000						
介護負担金収入(一般)	7,031,000						
地域密着型介護料収入	56,399,000	56,399,000					
(介護報酬収入)	50,675,000	50,675,000					
介護報酬収入	49,659,000	49,659,000					
介護予防報酬収入	1,016,000	1,016,000					
(利用者負担金収入)	5,724,000	5,724,000					
介護負担金収入(一般)	5,609,000	5,609,000					
介護予防負担金収入(一般)	115,000	115,000					
介護予防・日常生活支援総合事業収入	1,444,000						
事業費収入	1,300,000						
事業負担金収入(一般)	144,000						
利用者等利用料収入	4,826,000						
食費収入(一般)	7,071,000						
予防食費収入(一般)	4,112,000	3,360,000					
居住費収入(一般)	163,000						
保険外サービス利用料収入	3,711,000	3,711,000					
その他の事業収入	551,000						
補助金事業収入(公費)	76,000	227,000					
入	303,000	227,000					
入	303,000	227,000					
入	63,717,000		13,322,000	1,156,000	44,296,000	4,031,000	912,000
入	47,597,000			1,107,000	42,481,000	4,009,000	
入	43,588,000			1,107,000	42,481,000	4,009,000	
入	4,009,000						
入	912,000						912,000
入	912,000						912,000
支	1,810,000			49,000	1,761,000		

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	白島荘老人通所介護拠点区分
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

白島荘老人通所介護拠点区分 資金収支予算内訳書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：円) 2頁

勘定科目	白島荘老人通所介護拠点区分									
	拠点合計	老人通所介護	小規模多機能	障がい通所介護	障がい通所介護利用の拠	生活介護	相談支援	障がい児相談支援	地域公益事業	
利用者負担金収入	1,810,000				49,000	1,761,000				
その他の事業収入	13,398,000			13,322,000		54,000	22,000			
補助金事業収入(公費)	13,076,000			13,000,000		54,000	22,000			
補助金事業収入(一般)	322,000			322,000						
経常経費寄附金収入	30,000	30,000								
経常経費寄附金収入	30,000	30,000								
経常経費寄附金収入	30,000	30,000								
その他の収入	993,000	254,000				739,000				
利用者等外給食費収入	262,000	254,000				8,000				
雑収入	731,000					731,000				
雑収入	731,000					731,000				
事業活動収入計(1)	198,665,000	70,512,000	63,697,000	13,322,000	1,156,000	45,035,000	4,031,000	912,000		
支出										
人件費支出	141,815,000	52,624,000	49,276,000	9,591,000	780,000	24,750,000	3,668,000	1,126,000		
職員給料支出	39,384,000	14,133,000	15,989,000	3,033,000		3,042,000	2,433,000	754,000		
職員給料支出	39,384,000	14,133,000	15,989,000	3,033,000		3,042,000	2,433,000	754,000		
職員賞与支出	9,410,000	3,552,000	3,670,000	673,000		648,000	648,000	219,000		
非常勤職員給与支出	71,528,000	25,998,000	22,899,000	4,395,000	780,000	17,456,000				
非常勤職員給与支出	71,528,000	25,998,000	22,899,000	4,395,000	780,000	17,456,000				
派遣職員費支出	2,956,000	2,956,000								
派遣職員費支出	2,956,000	2,956,000								
退職給付支出	3,119,000	1,071,000	1,113,000	267,000		534,000	134,000			
退職給付支出	3,119,000	1,071,000	1,113,000	267,000		534,000	134,000			
法定福利費支出	15,418,000	4,914,000	5,605,000	1,223,000		3,070,000	453,000	153,000		
法定福利費支出	15,418,000	4,914,000	5,605,000	1,223,000		3,070,000	453,000	153,000		
事業費支出	22,773,000	8,878,000	6,146,000	2,091,000	15,000	5,628,000	6,000	9,000		
給食費支出	7,017,000	2,834,000	2,425,000	584,000		1,174,000				
給食費支出	7,017,000	2,834,000	2,425,000	584,000		1,174,000				
介護用品費支出	38,000	38,000								
介護用品費支出	38,000	38,000								
保健衛生費支出	75,000	13,000	51,000	3,000		8,000				
保健衛生費支出	75,000	13,000	51,000	3,000		8,000				

白島荘老人通所介護拠点区分 資金収支予算内訳書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

勘定科目	白島荘老人通所介護拠点区分	老人通所介護	小規模多機能	障がい通所介護	障がい通所介護光の森	生活介護	相談支援	障がい児相談支援	地域公益事業
貸借料支出	428,000	163,000	117,000	27,000		104,000	14,000	3,000	
土地・建物賃借料支出	2,954,000	156,000	181,000			2,617,000			
土地・建物賃借料支出	2,954,000	156,000	181,000			2,617,000			
租税公課支出	49,000	44,000				5,000			
保守料支出	1,232,000	389,000	340,000	155,000		335,000	11,000	2,000	
諸会費支出	3,000	3,000	3,000						
諸会費支出	3,000	3,000	3,000						
雑支出	6,000					6,000			
利用者負担軽減額	3,000	3,000							
利用者負担軽減額	3,000	3,000							
利用者負担軽減額	3,000	3,000							
その他の支出									
利用者等外給食費支出	183,000	178,000				5,000			
利用者等外給食費支出	183,000	178,000				5,000			
事業活動支出計(2)	180,718,000	67,316,000	59,120,000	12,572,000	803,000	35,800,000	3,957,000	1,150,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	17,947,000	3,196,000	4,577,000	750,000	353,000	9,235,000	74,000	△238,000	
収入									
固定資産売却収入	10,000					10,000			
車輦運搬具売却収入	10,000					10,000			
施設整備等収入計(4)	10,000					10,000			
固定資産取得支出									
器具及び備品取得支出	2,672,000	986,000	846,000	280,000		420,000	140,000		
器具及び備品取得支出	2,672,000	986,000	846,000	280,000		420,000	140,000		
ファイナンス・リース債務の返済支出	748,000	668,000	41,000	9,000		24,000	5,000	1,000	
ファイナンス・リース債務の返済支出	748,000	668,000	41,000	9,000		24,000	5,000	1,000	
債務の返済支出									
債務の返済支出									
施設整備等支出計(5)									
施設整備等支出計(5)	3,420,000	1,654,000	887,000	289,000		444,000	145,000	1,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△3,410,000	△1,654,000	△887,000	△289,000		△434,000	△145,000	△1,000	
繰立資産取崩収入									
繰立資産取崩収入	3,000	3,000							
退職給付引当資産取崩収入	3,000	3,000							
退職給付引当資産取崩収入	3,000	3,000							
拠点区分間繰入金収入									
拠点区分間繰入金収入	726,000	352,000	132,000			242,000			

法人名	社会福祉法人大原府社会福祉事業団
施設名	
拠点区分	白島荘老人通所介護拠点区分

白島荘老人通所介護拠点区分 資金収支予算内訳書

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

(単位：円) 5頁

白島荘老人通所介護拠点区分		白島荘老人通所介護拠点区分							
勘定科目	拠点合計	老人通所介護	小規模多機能	障がい通所介護	障がい通所介護光卵の	生活介護	相談支援	障がい児相談支援	地域公益事業
活動による収入									
拠点区分間繰入金収入	726,000	352,000	132,000			242,000			
拠点区分間繰入金収入	726,000	352,000	132,000			242,000			
サービス区分間繰入金収入	252,000						3,000	249,000	
サービス区分間繰入金収入	252,000						3,000	249,000	
サービス区分間繰入金収入	252,000						3,000	249,000	
その他の活動収入計(7)	981,000	355,000	132,000			242,000	3,000	249,000	
支出									
積立資産支出	410,000	154,000	132,000	32,000		53,000	29,000	10,000	
退職給付引当資産支出	410,000	154,000	132,000	32,000		53,000	29,000	10,000	
退職給付引当資産支出	410,000	154,000	132,000	32,000		53,000	29,000	10,000	
拠点区分間繰入金支出	14,200,000	1,700,000	3,600,000			8,900,000			
拠点区分間繰入金支出	14,200,000	1,700,000	3,600,000			8,900,000			
拠点区分間繰入金支出	14,200,000	1,700,000	3,600,000			8,900,000			
サービス区分間繰入金支出	252,000				252,000				
サービス区分間繰入金支出	252,000				252,000				
サービス区分間繰入金支出	252,000				252,000				
その他の活動支出計(8)	14,862,000	1,854,000	3,732,000			8,953,000	29,000	10,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△13,881,000	△1,499,000	△3,600,000	△32,000	△252,000	△8,711,000	△26,000	239,000	
予備費支出(10)									
当期資金収支差額合計(11)=(9)+(10)	656,000	43,000	90,000	429,000	101,000	90,000	△97,000		
前期未支払資金残高(12)	46,374,000	21,168,000	18,329,000	944,000	3,605,000	2,231,000	97,000		
当期末支払資金残高(11)+(12)	47,030,000	21,211,000	18,419,000	1,373,000	3,706,000	2,321,000			

白島荘老人通所介護拠点区分 資金収支予算内訳書

勘定科目	内訳取引消去 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)		(単位:円) 6頁
	合計	拠点区分合計	
事業収入	133,925,000	133,925,000	
介護保険事業収入			
居宅介護料収入	63,882,000	63,882,000	
(介護報酬収入)			
介護報酬収入	56,851,000	56,851,000	
(利用者負担金収入)			
介護負担金収入(一般)	7,031,000	7,031,000	
地域密着型介護料収入	7,031,000	7,031,000	
(介護報酬収入)			
介護報酬収入	56,399,000	56,399,000	
介護予防報酬収入	50,675,000	50,675,000	
(利用者負担金収入)			
介護負担金収入(一般)	49,659,000	49,659,000	
介護負担金収入(一般)	1,016,000	1,016,000	
介護負担金収入(一般)	5,724,000	5,724,000	
介護予防負担金収入(一般)	5,609,000	5,609,000	
(一般)	115,000	115,000	
介護予防・日常生活支援	1,444,000	1,444,000	
総合事業収入	1,300,000	1,300,000	
事業費収入	144,000	144,000	
事業負担金収入(一般)	11,897,000	11,897,000	
利用者等利用料収入	7,472,000	7,472,000	
食費収入(一般)	163,000	163,000	
子食費収入(一般)	3,711,000	3,711,000	
居住費収入(一般)	551,000	551,000	
保険外サービス利用料収入	303,000	303,000	
その他の事業収入	303,000	303,000	
補助金事業収入(公費)	303,000	303,000	
介護福祉サービス等事業収入	63,717,000	63,717,000	
自立支援給付費収入	47,597,000	47,597,000	
介護給付費収入	43,588,000	43,588,000	
計画相談支援給付費収入	4,009,000	4,009,000	
障害児施設給付費収入	912,000	912,000	
障害児相談支援給付費収入	912,000	912,000	
利用者負担金収入	1,810,000	1,810,000	

白島荘老人通所介護拠点区分 資金収支予算内訳書

勘定科目	（自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日）		（単位：円）
	内訳取引消去	拠点区分合計	
合計			
利用者負担金収入		1,810,000	
その他の事業収入		13,398,000	
補助金事業収入（公費）		13,076,000	
補助金事業収入（一般）		322,000	
経常経費寄附金収入		30,000	
経常経費寄附金収入		30,000	
経常経費寄附金収入		30,000	
その他の収入		983,000	
利用者等外給食費収入	△16,000	977,000	
雑収入	△16,000	262,000	
雑収入	△16,000	715,000	
雑収入	△16,000	715,000	
事業活動収入計(1)	△16,000	198,649,000	
支			
出			
人件費支出		141,815,000	
職員給料支出		39,384,000	
職員給料支出		39,384,000	
職員賞与支出		9,410,000	
非常勤職員給与支出		71,528,000	
非常勤職員給与支出		71,528,000	
派遣職員費支出		2,956,000	
派遣職員費支出		2,956,000	
退職給付支出		3,119,000	
退職給付支出		3,119,000	
法定福利費支出		15,418,000	
法定福利費支出		15,418,000	
事業費支出		22,773,000	
給食費支出	△9,000	7,017,000	
給食費支出		7,017,000	
介護用品費支出		38,000	
介護用品費支出		38,000	
保健衛生費支出		75,000	

白鳥荘老人通所介護拠点区分 資金収支予算内訳書

(単位：円) 8頁

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

勘定科目	内部取引消去		拠点区分合計	
	合計			
保健衛生費支出				
教養娯楽費支出	75,000		75,000	
教養娯楽費支出	403,000	△9,000	394,000	
本人支給金支出	403,000	△9,000	394,000	
水道光熱費支出	230,000		230,000	
消耗器具備品費支出	7,380,000		7,380,000	
消耗器具備品費支出	2,045,000		2,045,000	
保険料支出	2,045,000		2,045,000	
賃借料支出	77,000		77,000	
車輛費支出	2,850,000		2,850,000	
車両費支出	2,658,000		2,658,000	
車両費支出	2,658,000		2,658,000	
専務費支出	15,944,000	△7,000	15,937,000	
福利厚生費支出	948,000		948,000	
福利厚生費支出	948,000		948,000	
旅費交通費支出	6,000		6,000	
研修研究費支出	245,000		245,000	
研修研究費支出	245,000		245,000	
事務消耗品費支出	1,420,000		1,420,000	
事務消耗品費支出	1,420,000		1,420,000	
印刷製本費支出	210,000	△7,000	203,000	
印刷製本費支出	210,000	△7,000	203,000	
水道光熱費支出	577,000		577,000	
修繕費支出	561,000		561,000	
通信運搬費支出	732,000		732,000	
広報費支出	73,000		73,000	
業務委託費支出	5,155,000		5,155,000	
業務委託費支出	5,155,000		5,155,000	
手数料支出	564,000		564,000	
保険料支出	781,000		781,000	
賃借料支出	428,000		428,000	

白島荘老人通所介護拠点区分 資金収支予算内訳書

勘定科目	内部取引消去		拠点区分合計		(単位：円)
	自 令和 5年 4月 1日	至 令和 6年 3月 31日	自 令和 5年 4月 1日	至 令和 6年 3月 31日	
貸借料支出					
土地・建物賃借料支出			428,000		
土地・建物賃借料支出			2,954,000		
租税公課支出			49,000		
保守料支出			1,232,000		
諸会費支出			3,000		
雑費支出			3,000		
雑支出			6,000		
利用者負担軽減額					
利用者負担軽減額			3,000		
利用者負担軽減額			3,000		
その他の支出			3,000		
利用者等外給食費支出			183,000		
事業活動支出計(2)		△16,000	183,000		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			180,718,000		
固定資産売却収入			17,947,000		
車輜運搬具売却収入			10,000		
施設整備等収入計(4)			10,000		
固定資産取得支出					
器具及び備品取得支出			2,672,000		
ファイナンス・リース債務の返済支出			2,672,000		
ファイナンス・リース債務の返済支出			748,000		
施設整備等支出計(5)			748,000		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			3,420,000		
繰立資産取崩収入			△3,410,000		
退職給付引当資産取崩収入			3,000		
退職給付引当資産取崩収入			3,000		
退職給付引当資産取崩収入			3,000		
拠点区分間繰入金収入			726,000		

法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
施設名	白鳥荘老人通所介護拠点区分
拠点区分	白鳥荘老人通所介護拠点区分

白鳥荘老人通所介護拠点区分 資金収支予算内訳書

(単位：円) 10頁

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日)

勘定科目	合計	内訳取引消去	拠点区分合計		
活 動 に よ る 収 入					
拠点区分間繰入金収入	726,000		726,000		
拠点区分間繰入金収入	726,000		726,000		
サービス区分間繰入金収入	252,000	△252,000			
サービス区分間繰入金収入	252,000	△252,000			
サービス区分間繰入金収入	252,000	△252,000			
その他の活動収入計(7)	981,000	△252,000	729,000		
支 出					
積立資産支出	410,000		410,000		
退職給付引当資産支出	410,000		410,000		
退職給付引当資産支出	410,000		410,000		
拠点区分間繰入金支出	14,200,000		14,200,000		
拠点区分間繰入金支出	14,200,000		14,200,000		
拠点区分間繰入金支出	14,200,000		14,200,000		
サービス区分間繰入金支出	252,000	△252,000			
サービス区分間繰入金支出	252,000	△252,000			
サービス区分間繰入金支出	252,000	△252,000			
その他の活動支出計(8)	14,862,000	△252,000	14,610,000		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△13,881,000		△13,881,000		
予備費支出(10)	656,000		656,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
前期未支払資金残高(12)	46,374,000		46,374,000		
当期末支払資金残高(11)+(12)	47,030,000		47,030,000		

前期未支払資金残高(12)	46,374,000		46,374,000		
当期末支払資金残高(11)+(12)	47,030,000		47,030,000		

令和6年度 光明の郷ケアセンター 研修計画

	内 容		
	1階 箕面市立光明の郷ケアセンター	2階 小規模多機能型居宅介護事業所 (ひねもす)	3階 地域活動支援センター・生活 介護事業所「フレンドカラ ー」・相談支援センター「はく しま」
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・接遇・虐待防止・身体拘束について ・障がいコンサルテーション (3階) 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応について ・障がいコンサルテーション (3階) 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・法令順守・職業倫理・個人情報保護について ・障がいコンサルテーション (3階) 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアについて ・障がいコンサルテーション (3階) 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒について ・障がいコンサルテーション (3階) 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止・身体拘束について ・障がいコンサルテーション (3階) 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止・リスクマネジメントについて ・障がいコンサルテーション (3階) 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎・添乗・事故の対応について ・障がいコンサルテーション (3階) 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対応について ・障がいコンサルテーション (3階) 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転について ・障がいコンサルテーション (3階) 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応 (非常災害含む) について ・障がいコンサルテーション (3階) 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいコンサルテーション (3階) 		

令和 6 年 度 事 業 計 画 書

サービスの種類 (生活介護)
 事業所名 (白島荘生活介護事業所「フレンドカラー」)
 実施場所 (箕面市立光明の郷ケアセンター 3階)

1. 事業の内容	<p>①「頼られる事業所の実現」 重度の知的障害、ASD など強度行動障害のある方を積極的に受け入れます。 他事業所や多職種との連携を深めていきます。</p> <p>②「工賃安定化に向けての取り組み」 利用者と共に商品の開発を行います。</p> <p>③「将来につながる支援の構築」 強度行動障害者支援者養成研修等の専門的な研修受講者を増やし、専門的な知識のある職員による支援の構築と、他機関連携による支援体制の強化により、地域生活の充実に向け継続的、柔軟的に取り組みます。</p>																												
2. 実施期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日																												
3. 従業者等人員体制	<table border="1"> <tr> <td>(1) 管理者兼サービス管理責任者 (常勤)</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(2) 医師 (非常勤)</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(3) 看護師 (非常勤)</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td>(4) 機能訓練士 (非常勤)</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(5) 従業者 (常勤)</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>(5) 従業者 (非常勤)</td> <td>5 名</td> </tr> <tr> <td>(6) 運転手 (非常勤)</td> <td>2 名</td> </tr> </table>	(1) 管理者兼サービス管理責任者 (常勤)	1 名	(2) 医師 (非常勤)	1 名	(3) 看護師 (非常勤)	3 名	(4) 機能訓練士 (非常勤)	1 名	(5) 従業者 (常勤)	1 名	(5) 従業者 (非常勤)	5 名	(6) 運転手 (非常勤)	2 名														
(1) 管理者兼サービス管理責任者 (常勤)	1 名																												
(2) 医師 (非常勤)	1 名																												
(3) 看護師 (非常勤)	3 名																												
(4) 機能訓練士 (非常勤)	1 名																												
(5) 従業者 (常勤)	1 名																												
(5) 従業者 (非常勤)	5 名																												
(6) 運転手 (非常勤)	2 名																												
4. 利用者の推定数など	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R 6 年度 (見込)</th> <th>H 5 年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">利用実人数 (年間)</td> <td>2 3 人</td> <td>2 1 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者述べ人数 (年間)</td> <td>3, 6 1 7 人</td> <td>3, 2 2 3 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市別の 人数割 合</td> <td>箕面市</td> <td>8 3 %</td> <td>8 5 %</td> </tr> <tr> <td>豊中市</td> <td>4 %</td> <td>5 %</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>吹田市</td> <td>8 %</td> <td>1 0 %</td> </tr> <tr> <td>茨木市</td> <td>5 %</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>			R 6 年度 (見込)	H 5 年度 (実績)	利用実人数 (年間)		2 3 人	2 1 人	利用者述べ人数 (年間)		3, 6 1 7 人	3, 2 2 3 人	市別の 人数割 合	箕面市	8 3 %	8 5 %	豊中市	4 %	5 %	大阪市	%	%	吹田市	8 %	1 0 %	茨木市	5 %	%
		R 6 年度 (見込)	H 5 年度 (実績)																										
利用実人数 (年間)		2 3 人	2 1 人																										
利用者述べ人数 (年間)		3, 6 1 7 人	3, 2 2 3 人																										
市別の 人数割 合	箕面市	8 3 %	8 5 %																										
	豊中市	4 %	5 %																										
	大阪市	%	%																										
	吹田市	8 %	1 0 %																										
	茨木市	5 %	%																										

令和 6 年 度 事 業 計 画 書

サービスの種類 (指定特定相談支援事業・指定障がい児相談支援事業)
 事業所名 (光明の郷相談支援センター「はくしま」)
 実施場所 (箕面市立光明の郷ケアセンター 3階)

項目	内 容																											
1. 事業の内容	<p>①いきいきとした安心な暮らしの実現</p> <p>・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族のニーズに寄り添い、必要な支援を行います。(障害の種別に関わらず、障害児者が暮らす場所で社会の一員として日常生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握したうえで、自己決定、意思決定支援を行います。)</p> <p>②専門性の高い相談支援にむけての取り組み</p> <p>(1)医療的ケアが必要な方や強度行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化する障害者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努めます。</p> <p>(2)関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努めます。</p> <p>(3)基幹相談支援センター主催の研修会に参加し、スキルアップを図ります。</p>																											
2. 実施期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日																											
3. 従業者等人員体制	(1) 管理者 (常勤・兼務)	1 名																										
	(2) 相談支援専門員 (常勤・兼務)	1 名																										
4. 利用者の推定数など	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R6 年度 (見込)</th> <th>R5 年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">利用実人数 (年間)</td> <td>(特定) 66 人 (児童) 10 人</td> <td>(特定) 57 人 (児童) 15 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者述べ人数 (年間)</td> <td>76 人</td> <td>72 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市別の 人数割 合</td> <td>箕面市</td> <td>99%</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>大阪市東住吉区</td> <td>0%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>池田市</td> <td>0%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>吹田市</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>					R6 年度 (見込)	R5 年度 (実績)	利用実人数 (年間)		(特定) 66 人 (児童) 10 人	(特定) 57 人 (児童) 15 人	利用者述べ人数 (年間)		76 人	72 人	市別の 人数割 合	箕面市	99%	97%	大阪市東住吉区	0%	1%	池田市	0%	1%	吹田市	1%	1%
		R6 年度 (見込)	R5 年度 (実績)																									
利用実人数 (年間)		(特定) 66 人 (児童) 10 人	(特定) 57 人 (児童) 15 人																									
利用者述べ人数 (年間)		76 人	72 人																									
市別の 人数割 合	箕面市	99%	97%																									
	大阪市東住吉区	0%	1%																									
	池田市	0%	1%																									
	吹田市	1%	1%																									

設備保守管理業務（委託業者等一覧）

委託先	業者払い	所在地	年間委託料 (円)	委託内容	備考
1	(株)メイコー	東大阪市		消防設備保守点検	消防設備保守点検及び作動試験等 (緊急時は24時間対応)
2	(株)日綜技研	大阪市		レジオネラ検査	年1回検査
3	大阪防疫協会	大東市		害虫駆除	年2回薬剤噴霧、配餌等
4	三和エレベーターサービス(株)	京都市		エレベーター保守	遠隔監視装置により24時間受信体制及び月1回現地点検
5	大阪ガスセキュリティサービス(株)	大阪市		警備防災業務	機械警備による防犯・設備・火災・ガス監視
6	明鏡管理サービス株式会社	大阪市		受変電設備保安業務	電気設備の保安
7	ノーブルライフ(株)	大阪市		エアコン、換気扇のフィルター清掃	年2回清掃